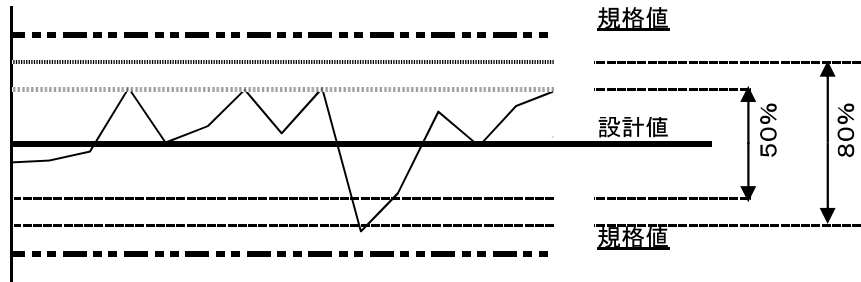


別紙-4(土木工事)

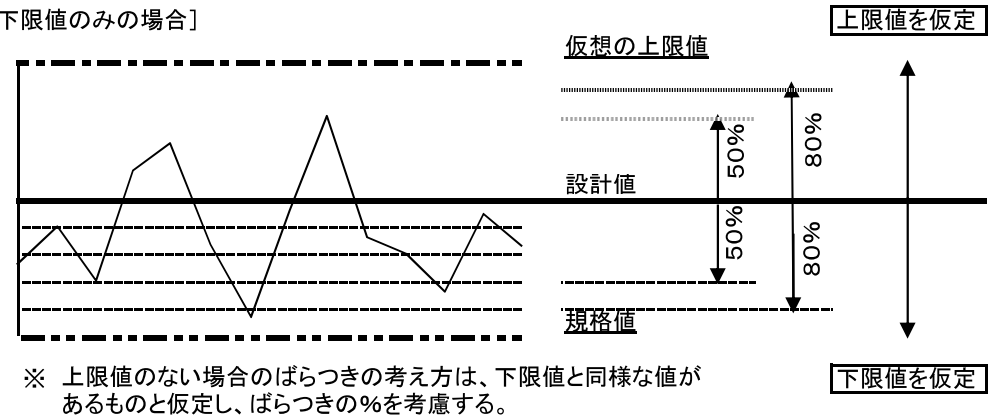
[記入方法及び留意事項]

1. 出来形及び品質のばらつき考え方
[管理図の場合]

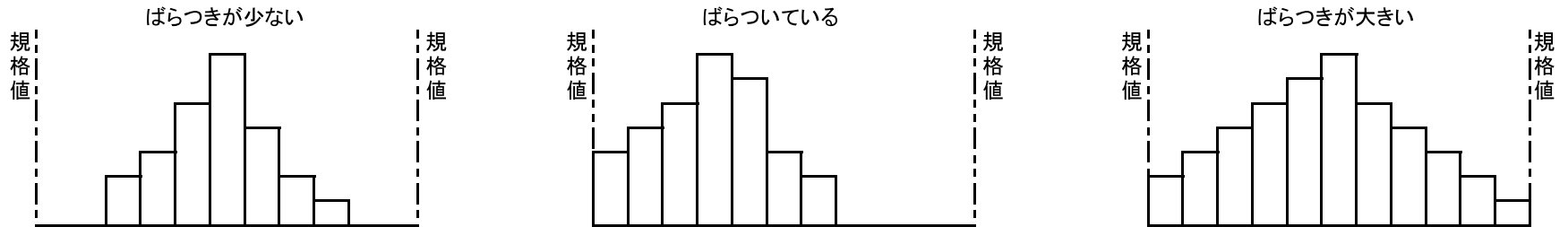
[上・下限値がある場合]



[下限値のみの場合]



[度数表または、ヒストグラムの場合]



2. 多工種複合工事の取り扱い

- (1) 主たる工種で評価する。なお、多工種で評価対象が重要な場合はこの限りではない。
- (2) コンクリート橋は、プレテンション桁等、工場で製作される構造物も対象とする。
- (3) 「3. 出来形及び出来ばえ、Ⅱ. 品質」に係る審査項目別運用表(別紙-3③~⑦-5)は、主たる工種の欄を適用するが、適用工種がない場合は「上記以外の工事又は合併工事」(別紙-3⑦-6)を活用するものとする。

3. コンクリート構造物のクラックについて(簡易な無筋構造物は除く)

- (1) 「有害なクラックであり、発生したクラックに対しては有識者等の意見に基づく処置をしている」等が見られたら、c 評価とする。
- (2) 「進行性または有害なクラックがある」場合、無処理の場合は、状況に応じて、d または e 評価とする。

4. その他

- (1) 施工及び管理については、請負者から提出又は提示された実施状況に関する書類を参考するとともに、請負者にその他必要な資料(設計図書等に定められているものを除く)の提示を指示するものとする。
- (2) 「施工プロセスチェックリスト」を活用し、評価を行う。(当初設計金額3千万円以上の工事に適用する。)